



## 1. 特集：日本からの酒類輸出と主な国・地域における輸入規制

近年、清酒やウイスキー等をはじめとした日本産酒類の国際的な評価は高まっており、実際に、コロナ禍においても日本から海外各地への酒類の輸出は増加傾向にあります。

本稿では、日本からの酒類輸出および主な国・地域における輸入規制をテーマに取り上げており、特に酒類の輸出業者の具体的な対応事項に焦点を当てています。

### (1) 日本からの酒類の輸出手続き

#### イ. 酒類輸出免許の取得

日本から酒類を輸出するためには、輸出酒類卸売業免許の取得が必要です。輸出酒類卸売業免許は、酒類卸売業免許の1つで、免許取得のためには、申請者、申請者の法定代理人、申請法人の役員、申請販売場の支配人および申請販売場が、①人的要因、②場所的要因、③経営基礎要件をすべて満たしている必要があります。輸出酒類卸売業免許の取得手続きに必要な申請書および添付する書類については、管轄の税務署に事前にヒアリングするようにしてください。

#### ロ. 酒類輸出の手続き

外国への輸出を主な目的として、酒類製造者が酒類を製造および移出する場合、例外的に酒税が免除されます。具体的な輸出免税要件については、以下のとおりです。

#### 酒類の輸出免税が適用されるための要件

	要件の概要
1. 酒類納税申告書の記載	酒類製造者が、酒税納税申告書に、輸出する酒類の税率の適用区分およびその区分ごとの数量を記載する。
2. 輸出許可証等に基づいた必要事項の記載	酒類製造者が、輸出許可証等に基づき、以下の必要事項を輸出免税酒類輸出明細書に記載する。その後、これを酒税納税申告書に添付し、税務署に提出する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ その酒類の税率の適用区分およびその区分ごとの数量</li> <li>・ 輸出の年月日及び仕向地</li> <li>・ 輸出港の所轄税関</li> <li>・ その酒類の輸出をした者が、その酒類の製造者以外の者であるときは、その輸出をした者の住所及び氏名または名称</li> <li>・ その他参考となるべき事項</li> </ul>

(国税庁資料をもとに信金中央金庫作成)

#### ハ. 直接貿易および間接貿易における対応事項

酒類を輸出する際、輸出者は、インボイス、パッキングリストのほか、輸出先国・地域に応じた必要書類を準備する必要があります。酒税について免税適用をするためには酒類納税申告書の提出（酒税法第29条）が必要です。

間接貿易では、輸出申告書の提出や船積書類の受取りから免税に係る手続きまで、商社が行います。一方、直接貿易では、これらをすべて酒類製造者が行います。

## (2) 主な国・地域における酒類の輸入規制

2020年における日本産酒類の主な輸出先国・地域は中国(17,292百万円)、米国(13,840百万円)、香港(9,975百万円)、台湾(6,541百万円)、シンガポール(3,829百万円)、タイ(647百万円)となっています。これらの国・地域における酒類の輸入規制およびそれに係る近年の動向について、以下のとおり紹介します。※カッコ内は輸出額

酒類を各国・地域に輸出する際には、物流費用等がかかるほか、関税や付加価値税等が現地で課税されます。また卸業者などを経路するため中間マージンもかかってきます。そのため海外現地の小売店での店頭小売価格は、日本での小売価格の約2～3倍になることが多いことを理解しておく必要があります。

### イ. 米国

米国に酒類を輸出するためには、同国の食品安全基準に違反していないことの証明書提出またはサンプル検査等実施が必要となり、現地での許可が必要です。また、アルコール飲料の製造・加工、梱包、保管施設については、米国保健福祉省・食品医薬品局(FDA)に登録しなければなりません。

また米国財務省酒類・たばこ税貿易管理局(TTB)は、蒸留酒およびワインの容量規制の緩和を決定しました。これが米国向け酒類の更なる輸出拡大の契機となることが期待されています。

### ロ. 中国

2011年3月の福島第一原発事故を受け、宮城県・福島県・茨城県・栃木県・群馬県・埼玉県・千葉県・東京都・新潟県・長野県で生産された食品(アルコール飲料を含む)について、輸入停止措置がとられています(10都県規制)。

中国向けの酒類輸出にあたり、輸出業者は、届出管理システム(※)を通して、中国税関総署に対して、届出申請書(企業情報、取扱食品の種類、中国の取引パートナー情報、保証書および記入説明)を提出しなければなりません。また、現地で商品を通関させるため輸出者側で、「原産地証明書」、「成分分析報告書」、「商品検査報告書」、「可塑剤検査報告書」等を事前に準備する必要があります。

更に、2022年1月より、「輸入食品海外製造企業登録管理規定」が施行され、酒類を含む食品を中国向けに輸出する場合、中国税関への企業登録および営業許可証や安全証明の提出が必要となりました。

※届出管理システム (<http://ire.customs.gov.cn/>)

### ハ. 香港

香港では、福島県産の野菜、果物、牛乳、乳飲料および粉乳について輸入停止措置がとられています。アルコール飲料については、所定の輸入申請手続きを踏めば輸入可能です。

香港はすべての品目に対して関税がかからない自由港ですが、アルコール度数が30%

を超える酒類については、物品税が課税されることに留意が必要です。

## 二. 台湾

台湾への酒類の輸出にあたり、酒類製造者は、商品名・商品の種類・アルコール度数・生産地・製造業者名・輸入業者名・内容量・賞味期限および製造年月日・警告について、中国語でラベル表示をしなければなりません。また、輸出時に日本で発行された「試験報告、検査証明あるいは関連の認証証明」(2年以内に発行されたもの)が必要です。

また、福島県・茨城県・栃木県・群馬県・千葉県で生産されたアルコール飲料を含むすべての食品について、輸入停止措置がとられています。

## ホ. シンガポール

食品販売法の付属法令である食品規制により、変性剤の入った酒類(エタノール等)の輸入は禁止されています。これに該当しない酒類について、日本では酒類製造者が厚生労働省の管理監督を受けていれば、シンガポールへの輸出が可能となります。

また、シンガポールへ輸入される酒類は物品税の課税対象となるほか、スタウトおよびビールについては関税の課税対象となります。

## ヘ. タイ

タイへの酒類の輸出は、基本的に可能となっています。ただし、同一製造業者・銘柄のアルコール飲料については、物品税局へ製造事業者名義でアポイントメントレターを提出のうえで、輸入業者1社を設定する必要があります。

また、2021年6月から7月にかけて、タイ政府は現行のアルコール飲料規制法改正案への意見公募を行っており、酒類輸入規制の厳格化を検討していることにも留意が必要です。具体的には、酒類の広告や宣伝等に対するより厳しい管理が検討されています。

## ト. 欧州(EU)

EUへの酒類の輸出は可能となっていますが、ワインの輸出については留意が必要です。輸出されるワインについて、EUが定めるワインの定義または分類への合致、および国際ブドウ・ワイン機構(OIV)公表またはEU認可のワイン醸造行為に従っていることが必要となります。酒類製造者は、(独)酒類総合研究所が発行する欧州委員会に登録された証明書および分析報告書を取得し、貨物に添付する必要があります。

## (3) おわりに

今回は、日本からの酒類輸出に加え、海外各国の輸入規制をご紹介しましたが、消費者の嗜好や流行の変化、健康志向の高まり等を背景として、各国・地域の酒類の輸入規制に係る動向は様々です。現地の規制によっては輸入許可取得のために拠点が無くてはならない場合、提出する書面を現地語で作成しなくてはならない場合等、輸出に慣れていない方にとってはハードルが高い場合があります。初めて輸出に取り組む場合、まずは商社を経由した間接貿易での輸出が推奨されます。

## 2. 最近寄せられた相談事例

Q

先般、インドネシアの企業が取引先の機械を購入したため、取引先の技術スタッフがインドネシアに行き、当該機械を設置した。インドネシアにおいて、上記のようなサービス対価に対する所得税はどのように取り扱われるか教えてほしい。

A

サービス対価に対し 20%の源泉税が徴収され、租税条約適用により低減されるというのが一般的な解釈です。一方で課税対象とならないとの見方もあることから事前に現地税務当局に確認をとることが推奨されます。

### 1. 基本税率は 20%

インドネシアでは、所得税は源泉徴収方式によるものと申告、予納によるものがあります。今回のようなケースは、「非居住者への不労所得およびサービス対価等の支払い（以下「PPH26」という）」としての課税対象となり、源泉徴収方式となります。

インドネシア所得税法第 26 条によれば、「政府機関、国内課税対象者、活動主催者、恒久的施設、外国企業代表部がインドネシアで恒久的施設を利用する者以外の外国納税者に支払う下記のものに対しては、その名称・形態の如何を問わず、**その総額に対し 20%の所得税源泉徴収を支払い側が実行しなければならない。**」とされており、「下記のもの」の一つとして「サービス、労働、活動の対価」が挙げられています。

### 2. 税務担当官によって分かれる判断

前章で述べたように、PPH26 の基本税率は 20%ですが、二国間租税協定が締結されている国間には例外があります。「所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とインドネシア共和国との間の協定」の第十二条には、以下のような記載があります。

#### 第十二条

- 1 一方の締約国内において生じ、他方の締約国の居住者に支払われる使用料に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。
- 2 1の使用料に対しては、当該使用料が生じた締約国においても、当該締約国の法令に従って租税を課することができる。その租税の額は、当該使用料の受領者が当該使用料の受益者である場合には、当該使用料の額の十パーセントを超えないものとする。

税務担当官によっては、今回のような技術サービスに対しても上記が適用され、源泉税率が 10%に低減されると主張する人もいます。

一方で、恒久的施設に係る解釈から課税しないという考えもあります。同協定の第七条によれば、

#### 第七条

- 1 一方の締約国の企業の利得に対しては、その企業が他方の締約国内にある恒久的施設を通じて当該他方の締約国内において事業を行わない限り、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。一方の締約国の企業が他方の締約国内にある恒久的施設を通じて当該他方の締約国内において事業を行う場合には、その企業の利得のうち当該恒久的施設に帰せられる部分に対してのみ、当該他方の締約国において租税を課することができる。

となっています。恒久的施設の定義が、「建築工事現場又は建設若しくは据付工事は、六箇月を超える期間存続する場合に限り、『恒久的施設』とする。」(同協定第五条) となっていることを考えれば、6か月以内に終了するような建築・据付作業等であれば、PPH26 の課税は必要ないと言えます。

このように、PPH26 に関する解釈は様々です。実務上は、**税務担当官によって判断が異なるため、手続きにおいては十分に留意する必要があります。**

**Q**

中国企業と取引を開始するにあたり、中国企業から決済口座として、中国の銀行に人民元口座を開設してほしいと言われた。日本企業が中国の銀行に非居住者人民元預金口座を開設できるのかどうか教えてほしい。

**A**

人民銀行が2010年に施行した「国外機構の人民元銀行決済口座管理規則」（銀発【2010】249号）、2012年に公布した「国外機構の人民元銀行決済口座の開設および使用に関する問題についての通達」（銀発【2012】83号）によれば、中国の銀行に非居住者人民元預金口座を開設することは可能となっています。しかし、開設時に必要書類が多岐にわたる点、出金時に資金用途を毎回確認する必要がある点、口座維持をするためには海外企業の代表者が中国に行き、口座利用の目的についてインタビューを受ける必要がある点など煩雑な手続きが多くなっています。そのため、実務上は中国の銀行が非居住者人民元預金口座の開設を謝絶するケースが多いのが現状です。

### 1. 人民銀行による規定

人民銀行が施行した規定によれば、外国企業は

- ・ 非居住者人民元預金口座を中国国内に1つしか開設することができないこと
  - ・ 自国の法律にのっとり、合法的に設立された機関であること
  - ・ 合法的に設立されたことの証明書、当該企業が活動できる根拠となる法律等あるいは政府主管部门が交付している承認文書を提出すること
  - ・ 法定代表人、責任者または口座の名義人の本人確認書類の提出をすること
  - ・ 上述の証明書等が外国語の場合は、中国語の翻訳を準備すること
  - ・ クロスボーダー人民元取引に基づく資金取引として口座を使うこと
- 等が要求されます。非居住者人民元預金口座の開設の申請があった銀行は審査をする必要があります。

### 2. 実務上の対応

以上のように非居住者人民元預金口座の開設についての可否は、中国国内の銀行に任されています。各銀行はWEBサイト上で非居住者人民元預金口座についてのページを設けるなど、制度上は開設ができるようにしています。

しかし、1.で述べたように書類が多岐に渡ること、マネーロンダリングの観点から口座内の資金移動について厳格な管理を銀行が求められていること、口座維持にあたって名義となる企業の代表者が現地でヒアリングを受けることが必要であることなど、事務管理面が煩雑であることから各銀行は敬遠をしているのが現状です。

そのため実務上では、外国企業から非居住者人民元預金口座の開設申込みを受けても、各銀行は謝絶する方針のところが多く、事実上開設が出来ないというのが現状のようです（2021年12月調査）。

<編集・発行>

信金中央金庫 海外業務推進部 推進グループ  
中央区八重洲1丁目3番7号  
<http://www.shinkin-central-bank.jp/>  
Tel : 03(5202)7674  
Fax : 03(3278)7035

本レポートは、標記時点における情報提供を目的としています。したがって投資等についてはご自身の判断によってください。また、本レポート掲載資料は、信金中央金庫が信頼できると考える各種データにもとづき作成していますが、信金中央金庫が正確性および完全性を保証するものではありません。なお、記述されている予測または執筆者の見解は、予告なしに変更することがありますのでご注意ください。